

学校法人 東京工芸大学
次世代育成対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

本学の教職員が仕事と生活の調和を図り、健康で働きやすい職場環境のもとその有する能力を發揮できるよう、以下のとおり行動計画を策定し、推進する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 内 容

《目標1》 ノー残業デーを設定し、超過勤務時間の削減に努める。

<対 策>

【実施時期：平成28年度】

- ① 部署毎に超過勤務時間を通知するとともにノー残業デーの実施について周知を図る

【実施時期：平成29年度（以降継続）】

- ② 月4回もしくは週1回のノー残業デーを部署ごとに設定し、仕事と生活の調和を図る

《目標2》 年次有給休暇取得率向上のため、計画期間内平均が平成28年度取得率から10%増加させるための措置を行う。

<対 策>

【実施時期：平成28年度】

- ① 平成27年度の年次有給休暇取得率を調査し、部署毎の取得傾向等を分析する

【実施時期：平成29年度（以降継続）】

- ② ゴールデンウィークや学生夏季休暇、年末年始などにおける連続休暇取得の推進
③ リフレッシュ休暇制度を設け有給休暇取得率の向上を推進